

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示	令和8年(行ツ)第80号 令和8年(行ヒ)第67号
決定日	令和8年5月20日
裁判所	最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官	渡 辺 恵 理 子
裁判官	林 道 晴
裁判官	石 兼 公 博
裁判官	平 木 正 洋
裁判官	沖 野 眞 巳
当事者等	上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上告人兼申立人 上記8名訴訟代理人弁護士 大城 聡 ほか 被上告人兼相手方 千代田区長 樋口 高顕 被上告人兼相手方 千代田区環境まちづくり部道路公園課長 村田 啓介

原判決の表示 東京高等裁判所令和7年(行コ)第88号(令和7年10月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に

規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和8年5月20日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 沼田 千絵

これは正本である。

令和8年5月20日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

沼田 千絵

